

環境省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
52	日 地方 に対する 規制緩和	その他	地域環境保全基金事業(例: 農林水産省の普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。	職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に要する職員旅費については、基金の県独自上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、来年度からは、上乗せ部分がなくなるため、対応に苦慮している。また、地域環境保全基金の財源については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。	・事業に必要な経費について基金を活用することができることから、本県の予算の適正な執行に寄与する。 ・旅費の一般財源が捻出するのであれば、予算編成や執行管理にかかわる事務が生じるが、その事務が省略される。 ・運用根拠が明確になれば、適正な事業実施に寄与する。	地域環境保全基金質疑応答集No.12	環境省	愛媛県、広島県、徳島県、高知県			○当県では、これまで職員旅費を必要とする事業への基金充当はなかったが、今後、職員旅費を必要とする事業を実施予定であり、基金充当が認められなければ、地元等との調整等が困難となり、必要な事業の実施自体が困難となる恐れがある。このため、事業実施に係る職員旅費を、基金の対象経費とすべきである。 ○職員旅費は、普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、財政状況が厳しくなる中、一般財源の確保に苦慮している。 ○地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現況の運用には疑義がある。職員旅費についても事業経費として認められることと、地域環境保全基金のさらなる有効活用に寄与すると考えられる。	地域環境保全基金事業については、その交付要綱において「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等」に根拠した環境保全活動を展開するための事業に要する経費と見做すとしている。 また、平成3年事務連絡において「地域の環境保全に関する知識の普及、啓発又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ着実に進めることができるよう、安定的な事業費財源を確保する」とを目的とする「職員の給与等事業費たりえないもの」については対象外とする旨通知している。 以上から、対象費目の考え方については、その当初から、地方公共団体職員の人員費、事務費、旅費等の管理費を原則対象とせず、事業費に充てることとして運用を行ってきたものであるが、要望を踏まえ、また、制度開始当初からみて連関・複雑化している地域の課題や社会の姿容による新たな地域の環境保全に関する取り組み等について積極的に支援を行う必要があることから、事業施行のために直接必要な地方公共団体職員における事務費、旅費に要する費用も対象とするものとし、その旨事務連絡で周知した。	令和元年度事業から充当できるよう、なるべく早期の対応をお願いしたい。	—	
63	日 地方 に対する 規制緩和	その他	狩猟免許の種類ごとに申請を受け交している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求めたい。	現行制度においては、狩猟免許と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに申請を受け交している。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種別別に提出をお願いしている状況にある。そのため複数の免許や登録を受けた者にとっては、それぞれ複数の狩猟免許や狩猟者登録証ごとにかかる申請はもちろん、交付された狩猟免許や狩猟者登録証も複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免許、1つの狩猟登録証にまとめることができないか要望を受けることがある。また本県の事例においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付けし、それぞれ免許等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。求める内容のとおり、属人それぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免許の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免許や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考えている。	行政事務の負担軽減から事務の効率化を図ることができ、また狩猟者にとっても申請時等の手続き負担の軽減や狩猟免許や狩猟者登録証の管理に寄与するもの。	・鳥獣保護管理法43条、51条1項、56条1項1号、60条 ・鳥獣保護管理法施行規則48条1項2号及び3項、58条1項2号及び同項4号、60条3項、65条1項3号及び同条5項、66条1項	環境省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県			○当県でも、登録申請は各種別別に提出、免許と登録証は種類別に作成するなど、提案県と同様の状況。提案の内容により、申請者の負担軽減になるとともに、行政事務の軽減・簡素化になると考えられる。	鳥獣保護管理法施行規則において定められている、狩猟免許及び狩猟者登録証の様式は、複数の種類の免許と1枚の免許もしくは登録証で取り扱うような想定がなされていない。 また、現在狩猟免許及び狩猟者登録証の発行に用いている「捕獲情報収集システム」は本提案のような運用を想定していないため、提案の実現に際しては本システムの改修が必要となるなど、複数種類の狩猟免許を1つの免許にまとめること、複数種類の狩猟者登録証を1つの登録証にまとめることで生じる運用上の課題などについて整理を行う必要がある。 これらのことから、本提案を踏まえた、様式改正や運用面の課題整理などを行い、現行のシステム改修がなされるR3年度末を目途に対応できるよう検討を進めているところ。	本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。	—	
95	日 地方 に対する 規制緩和	環境・衛生	環境省等所管法令に基づく付立検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入検査を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	一目で選択的に立入権限を示すことのできる身分証明書を設けることで、迅速な立入を行うことができ、常時の立入検査、突発的な事故対応に係る検査のいずれもスムーズに行うことができる。また、身分証明書ごとに異なるサイズの職員写真を複数用意するなどの事務負担を軽減することができる。	工業用水法第25条第2項、大気汚染防止法第26条第3項、水質汚濁防止法第22条第4項、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第13条第2項、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第41条第5項、ダイオキシン類対策特別措置法第7条第5項、第34条第3項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第92条第2項、土壌汚染対策法第14条第4項、土壌汚染対策法第54条第7項、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項、温泉法第28条第2項、第35条第2項、自然公園法第17条第2項、第3条第3項、第37条第3項、第62条第4項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第75条第5項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第3項、浄化槽法第53条第3項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第25条第2項、使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第3項【参考】環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)	経済産業省、国土交通省、環境省	愛知県	札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、豊橋市、豊田市、京都府、京都市、鳥根県、岡山市、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、熊本市、宮崎県		○提案団体と同様の支障が当市でも生じている。1人当たり10数枚の立入証を所持しており、事務負担が負担となっている。 ○当市においても、異動時期には身分証明書の更新時期とも重なることが多く、立入検査を行う職員に対して、遅やかな作成、交付を行う必要があり、業務に負担が生じる。 ○当市においても、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 ○環境省所管法令の身分証明書は、職員1人あたり約10種類であり、異動時期には作成の負担が大きい。平成30年度は300枚を作成した。 ○当県においても、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。19種類の証明書をまとめて作成している。 ○当市においては、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことがほとんどであり、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならない。職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。 ○当市においても、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行っており、職員一人について10種類以上の立入検査に係る身分証明書を作成しなければならず、職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令の規制を受けていることが多く、各法令に基づく身分証明書を提示する必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。 ○当県でも同様に、職員一人について多くの身分証明書の作成が必要で、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務に多くの負担を要している。 ○当市においても、法や条例毎に身分証明書を作成する必要があり、異動者が多い時期には事務負担が大きくなる。また、有効期限等の管理の面においても、一つにまとめることで容易になるため、制度改正による事務負担の軽減は必要なものと考えられる。 ○当県においても、環境保全や廃棄物対策を所管する部署では、大防法、水濁法、土対法はもちろん、自動車排ガス、ダイオキシン、フロン等をまとめて事務処理することになるが、多いところではこれらすべての身分証明書を転入職員に対し作成することもあり、個別の法律ごとに作成する現状では、多大な業務負担となっている。また、立入先の事業所でも複数の法令による規制を受けることも多く、このような場合も、1枚1枚提示する必要があり効率が悪くなっている。以上を踏まえ、実情に即して、検査証の作成や提示する際の効率を考慮して、複数の法律をまとめて1枚の証にする方が合理的である。 ○突発的な事故対応等に当たり複数の身分証の提示に一定時間を要し、迅速な対応の妨げとなっている。また、当県では出入権限の職員が1人で環境省が所管する法令に基づく立入検査業務を複数担っており、例えば、環境保全業務だけで、1人最大15枚の立入検査証の発行が必要である。毎年度、異動や期限切れに伴う発行作業が職員の負担になっている状況である。制度改正により、立入検査証が一人につき1枚に緩和されれば、毎年度の発行業務が大幅に軽減され、業務削減に繋がることが可能となる。立入検査証に明記する事項は、顔写真、有効期限、生年月日、根拠法令等多岐に渡るため、携帯が容易なサイズに収める工夫が必要と考えられる。 ○当市においても、環境省等が所管する法令に基づき、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行っており、職員一人につき11種類の身分証明書を作成している。そのため、職員の異動時期等には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所において、複数法令による規制を受けることが多いため、立入証の明示に時間を要し、迅速な立入検査の妨げとなっている。 ○当県でも環境省所管法令関係立入検査身分証明書作成するのに、4月異動による本庁関係職員、現地機関異動職員全員分を発行しなければならず、かなりの負担である。また、1人で複数の身分証を有しているため、立入検査身分証証携帯時に複数の身分証を示すときも手間である。 ○当県も環境管理事務所職員が立入検査を行う際、1つの事業所内に複数の法令の規制を受ける施設があることが多く、その場合複数の立入証を提示する必要があり、迅速な立入検査に支障が生じている。	貴省の御指摘について、以下①～④に整理してお答えする。 ①「立入検査は、…(略)…慎重な対応が必要」 ②「多くの法令の根拠条文を単一の検査証において提示することは困難」 ③「様式を規定することでかえって規制強化となるおそれ」 ④「様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念」 ① 本県の提案は個々の環境法令の趣旨・権限や、求められる専門性について何ら変更を求めるものではない。 ② 本県の提案は1枚あるいは「可能な限り少ない枚数の様式」への統合であり、複数法に基づく立入権限の有無、根拠条文を示している実例として厚生労働省が定める環境衛生監視員証があることを、改めて再掲する。実例を参考とする、大気・水等の公害系、廃棄物系、自然系といった三分野ごとに統合する等の工夫をすれば、様式の統合は十分可能であったことを申し添える。 ③ 立入証を統合する規定に工業用水法等2法が掲載されていない場合は、これら2法に係る検査証は他法令と分けて作らざるを得ないため、意図して提案対象に含めていないものである。 ④ 条例改正は一過性の負担であり、毎年膨大な数の検査証を発行し続けなければならない負担の方が遥かに大きい。 検査証が細分化されている現状は、立入先の事業者にとっても見辛く、貴省の懸念する「立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する」上でも大きな支障となっている。 貴省におかれては、本県の提案について、改めて積極的な検討をお願いしたい。	—		

環境省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				早期に周知できるよう努めたい。	5【環境省】 (4)地域環境保全基金事業 地域環境保全基金に基づく補助事業の対象経費については、事業を実施するために必要な地方公共団体職員の旅費も含まれることを、都道府県及び指定都市に令和元年度中に通知する。	通知等	令和元年12月	「地域環境保全基金事業における対象経費について」(令和元年12月23日付け事務連絡)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		本提案を踏まえ、様式改正や運用面での課題整理などを行い、現行のシステム改修がなされるR3年度末を目途に対応できるよう検討を進めている。	<令元> 5【環境省】 (3)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)を各々1つにまとめることで生じる課題を整理しながら、免許等の統合を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令3> 5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)狩猟免許(43条)及び狩猟者登録証(60条)については、令和3年度中に省令を改正し、複数種別の同免許及び同登録証(以下この事項において「免許等」という。)をそれぞれ統合することを可能とする。 また、免許等を発行するための捕獲情報収集システムについて、統合した免許等を発行することが可能となるよう、都道府県の意見を踏まえつつ、令和3年度中に改修を行う。	省令改正	令和3年度	免許等の統合を可能とするための改正省令を令和4年3月31日に公布した。狩猟免許等を発行するためのシステム改修についても令和3年度に完了。	
【秋田県】 環境衛生監視員証(埋容・美容・クリーニング等)の例があるように、環境省所管法令も、例えば、大防法、水濁法等の公害関係法令、廃棄物関係法令、それぞれ一括りすれば、交付枚数も減り、事務も軽減できると考える。 統合ができないのであれば、身分証のサイズと添付写真のサイズは統一していただきたい。 また、異動(部署、職名変更)により身分証を再交付することを助案すると、身分証の有効期限は不要と考える。 【埼玉県】 当県では、立入検査時に約10枚の身分証を所持し、事業所の実態に応じ、多いところで5~6枚を提示している例がある。 支障が生じている現状を踏まえ、身分証を定める省令など一元化に向けた検討を求める。 【福岡県】 身分証明書は、これを携帯する者が立入検査をする職権を有することを示すことが主目的であり、慎重な対応を要するもの一元化は可能と思われるため身分証明書の統一化をご検討願いたい。 また、環境衛生監視員証を参考とし、複数の法令の根拠条文を単一の身分証明書で提示することは物理的に可能と思われるためご検討願いたい。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		当省一次回答は、個々の法令についてはそれぞれに法目的・趣旨があり、立入検査はその実現に必要な行政上の実行行為であることから、根拠法令と当該職員の仕事に基づき、組織として慎重に意思決定を固めるべきであり、安易に手続きを一元化して複数の立入検査権限を自動的に付与することには国民の権利利益の保護上謙抑的であるべきとの趣旨です。どのような行為がどの法律に従っておこなわれるのが統一によって曖昧になり、意図せず違反行為になってしまう可能性もあります。また、検査証の様式・記載事項等は、個々の環境法令の趣旨を踏まえて検討され、規定されているものでもあります。こうしたことから、一元化については慎重な対応が必要であると考えます。 また、御提案の法令のうち一部については、現状、検査証の様式を法令に規定しておらず、自治体ごとに定めている例や、法令に規定していても自治体の条例・規則等により別に定めることが可能な例も複数存在します。このような場合にあっては、現に地方分権の方針に合致しているものと考えております。 一方、自治体における事務負担軽減に鑑みて、一定の統一化等の措置の実現可能性・必要性等を検討すべく、個々の環境関係法令の背景・現状・実態等について整理・把握してまいりたいと考えます。この際、立入検査という行政上の実行行為についての取扱いの変更で最も影響を受けるのは事業者であることから、立入証の統合が事業者にとって問題がないことの確認も必要となります。 なお、提案者御指摘の環境衛生監視員証については、該当する法令全てが同一の省庁による専管で、かつ同省内の同一課室において所管されており、については、同一部局、課室において所管可能な程度に個々の法目的・趣旨等の方向性が密接かつ整合的なもののみが集約されたものであり、本件のように、分野が多岐にわたる場合の参考には必ずしもならないものと理解しています。	5【環境省】 (1)温泉法(昭23法125)、自然公園法(昭32法161)、大気汚染防止法(昭43法97)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)、水質汚濁防止法(昭45法138)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、浄化槽法(昭58法43)、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)、ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)、土壌汚染対策法(平14法53)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平17法51) 各法令で定められている立入検査に係る身分を示す証明書については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、各法令の趣旨・目的に鑑み、様式の規格の統一化等について課題等を整理しながら検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:経済産業省及び国土交通省)	省令	令和3年3月16日公布・施行	措置済み:「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」(令和3年環境省令第2号)等を制定し、検討対象に挙げられた15本の法律に基づく身分証明書にとどまらず、環境省専管又は他省庁と共管の28本の法律に基づく45種類の身分証明書全てを統合対象とした。また、自治体が独自に定める条例に基づく身分証明書の統合も可能とした。さらに、これら全てを1枚に集約できるようにした。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
288	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	自然環境整備交付金の申請手続きの改善について	自然環境整備交付金について、交付申請時の本工事費内訳、測量設計費内訳等の添付を不要とすること	【現行制度】 交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。 【支障事例】 環境省からの交付金額の内示を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるをえないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	(他の交付金と同様に、)交付申請の段階では事業費の概算見積りでの提出での対応とすることで、施工業者決定までの手続きを6月中に終えることができるため、7月からの事業着手が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	環境省	石川県	福島県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、宮崎県	○交付申請後、事務担当者から詳細な聞き取り、追加資料の提出を求められ、交付決定まで多くの期間を要し、その結果、事業着手が遅い時期となるなど支障をきたしている。 ○交付申請時に本工事費内訳等を添付しなくてはならないが、内訳作成には他部署への依頼が必要などもあるなど、作成に時間を要しているところである。そのため、交付申請、交付決定、入札を経て、事業着手は8月後半になるなど、早急な事業着手が困難で事業繰越が発生している。	本工事費内訳、測量設計費内訳等の提出を求めていることは事実だが、交付申請の段階で、例えば入札執行用等の詳細な積算等の提出までを必須とはしておらず、概算見積りによる提出も可能である(平成29年6月1日最終改正「自然環境整備交付金交付要綱」添付書類参考書式も参照願いたい)。また、同要綱第13に基づき、交付決定後の事業間及び費目間の配分額の変更は環境大臣の承認を要さないものとされているので、留意願いたい。なお、R1年10月に都道府県事業者を対象とした説明会の開催を予定しており、当該説明会も通じて、今後不要な資料作成の抑止等、交付金事業のさらなる円滑化に努めることとした。	第一次回答から、交付申請に添付する本工事費内訳、測量設計費内訳等(以後「本工事内訳等という」)は、概算見積りでの提出が可能であることを確認しました。ただし、今後、要綱の解釈に齟齬が発生しないよう、次の対応及び様式の明確化をお願いしたい。 ・交付申請に添付する本工事内訳等については、平成29年度自然環境整備交付金等担当者説明会の配布資料(資料3「自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金の事務について」)では「基本的に都道府県の積算システムから出力できる積算資料(設計書)の一部を提出」と記載があるため、設計書を提出してきたので、今後予定する説明会で、概算見積り(概算設計書)で提出できることを資料等に示していただきたい。 ・また、概算見積り(概算設計書)の様式及び記載項目及び添付図面の内容は、前述の会議資料等に示されていないことから、交付申請作成事務の簡素化を考慮して、記載方針を示していただきたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				平成29年度自然環境整備交付金等担当者説明会の配付資料にかかる記載については、見直しを行い、R1年10月の説明会資料にて改訂を行う予定である。 概算見積もり(概算設計書)の様式及び記載項目については、1次回答に記載した参考書式を参照願いたい。なお、記載例についても、同説明会資料に掲載しているので、併せてご確認頂きたい。また、添付図面の内容については、自然環境整備交付金交付要綱の別紙2-(1)アイの(注)5③・⑥に記載のとおりだが、記載方針等の作成を含めた対応を検討したい。	5【環境省】 (5)自然環境整備交付金 自然環境整備交付金の申請手続については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請時における経費の積算の簡素化が可能であることを、地方公共団体に周知する。 【措置済み(令和元年10月7日自然環境整備交付金等担当者説明会)】	通知等	令和元年10月	自然環境整備交付金等担当者説明会資料(令和元年10月7日)	